

改正

平成5年7月1日規則第18号  
平成19年2月1日規則第17号  
平成24年7月2日規則第12号  
平成25年10月31日規則第22号  
平成27年3月20日規則第4号

上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、治療が難しいとされている疾患患者等に対して、医療機関への通院に要する交通費等を助成することにより、その経費の負担を軽減するとともに、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 この規則において、「治療が難しいとされる疾患」とは、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和51年保健第1609号北海道民生部長通知）及び北海道小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める治療研究疾患（以下「特定疾患」という。）をいう。

2 この規則において、「付添介護者」とは、通院の際に介護を必要とする患者と生計を同じくしている家族をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則による通院交通費の助成を受けることのできるものとは、上富良野町に引き続き1年以上住所を有する特定疾患の患者で医師の指示により上富良野町から道内の医療機関にその治療を受けるために通院をしている者（以下「通院患者」という。）及びその付添介護者とする。ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5の規定で準用する同法2条及び第21条の規定による同法施行令（昭和50年政令第207号）第7条及び第8条第1項の規定で定める特別障害者手当の支給の制限である所得の額を超えるもの及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているものは除くものとする。

(認定申請)

第4条 通院患者又はその介護者が最初の助成金交付の申請をしようとする場合は、あらかじめ「特定疾患患者等通院交通費助成認定申請書」（以下「認定申請書」という。別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、通院患者が付添介護を必要とする場合に当たっては、認定申請書に記入し、助成金交付申請時に特定疾患患者等通院証明書によって証明することとする。

2 町長は前項の規定により認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定すべきと認められた者（以下「助成資格者」という。）に対して、「特定疾患患者等通院交通費助成認定通知書」（別記第2号様式）を交付するものとする。また、認定しない場合にあっても同様の通知をするものとする。

(助成資格認定)

第5条 助成資格の認定は、毎年8月とし、助成対象となる所得の額を超えた場合については、助成資格を停止し、「特定疾患患者等通院交通費助成認定資格停止通知書」（別記第5号様式）により通知する。

(助成対象経費及び助成額)

第6条 町長は助成資格者に対し、通院患者及びその付添介護者が医療機関へ通院するのに要した鉄道賃（普通旅客運賃及び特別急行料金）及び第4条第1項に規定する医療機関が発行する特定疾患患者等通院証明書の交付に要した費用について、毎年度予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

2 助成金の額は、鉄道賃は2分の1以内とし、特定疾患患者等通院証明書にあつては全額とする。ただし、助成する額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成資格者が助成金の交付を受けようとするときは、「特定疾患患者等通院交通費助成交付申請書」（別記第3号様式）に「特定疾患患者等通院証明書」（別記第4号様式）及び上富良野町

町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例(平成18年上富良野町条例第19号)に基づく「納税状況確認同意書」(別記第6号様式)を添付して、4月から7月にあつては、8月10日まで、8月から11月にあつては、12月10日まで、12月から翌年の3月にあつては3月31日まで町長に提出しなければならない。ただし、特別な場合にあつては、この限りでない。

(助成認定資格の喪失)

第8条 助成の認定を受けた通院患者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成認定の資格を喪失するものとする。

(1) 転出しようとするとき

(2) 死亡したとき

(委任)

第9条 この規則に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年3月28日から施行し、平成2年4月1日からの通院交通費相当分の助成金から適用する。

附 則(平成5年7月1日規則第18号)

この規則は、平成5年7月1日から施行し、平成5年4月1日からの通院交通費相当分の助成金から適用する。

附 則(平成19年2月1日規則第17号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月2日規則第12号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年10月31日規則第22号)

この規則は、平成25年11月1日から施行し、平成25年8月1日以降の通院交通費から適用する。

附 則(平成27年3月20日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式

別記第2号様式

別記第3号様式

別記第4号様式

別記第5号様式

別記第6号様式